

鳥取県地域振興部指定管理施設運営評価委員会評価報告書

鳥取県地域振興部指定管理施設運営評価委員会（以下「評価委員会」という。）として、次のとおり指定管理者による鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの管理運営状況の評価した。

1 対象施設

鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プール

2 指定管理者

公益財団法人鳥取県体育協会（鳥取市東町1丁目220番地）

3 指定管理期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日

4 評価委員会

(1) 開催日 平成29年8月29日

(2) 開催場所 鳥取県倉吉市内会議室

(3) 評価委員

氏名	所属等
池本 幸雄（委員長）	米子工業高等専門学校 教授
酒井 嘉一（副委員長）	税理士
黒田 多美子	鳥取県スポーツ推進委員協議会 副会長
山下 忍	鳥取県障がい者スポーツ協会 スポーツ指導員

(4) 評価方法

平成26年度から平成28年度分の指定管理者から提出された事業報告及び各年度の県による評価結果等に基づき、各委員が以下の審査項目ごとに評価を行った。

評価は、「2、1、0、△1、△2」の5段階で行い、5人の委員の平均で決定した。

審査項目	主な審査内容
施設設備の維持管理等	・施設設備の保守管理・修繕 ・施設の保安警備、清掃等 ・事故の防止策、緊急時の対応
利用者サービス	・開館時間、休館日、利用料金等 ・利用者へのサービス提供・向上策、施設の利用促進 ・個人情報保護、情報公開 ・利用者意見の把握・対応
収支の状況	・利用料金の徴収、減免の状況 ・管理運営にかかる収支状況
管理運営の状況	・職員の配置 ・会計事務の状況 ・法令等の遵守

【評価指標】

2：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、特に優れた管理運営がなされている。

- 1：協定書の内容を上回るレベルで実施されており、優れた管理運営がなされている。
 0：おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
 △1：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。
 △2：協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。

(5) 評価結果

ア 評価点数

指定管理者による鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの管理運営状況の評価は「1」と決定した。

審査項目	評価点数 (各委員の平均)
施設設備の維持管理等	0.75
利用者サービス	0.75
収支の状況	0.25
管理運営の状況	0.25
総括	0.5

(注) 総括の評価は0.5となり、委員協議の結果、5段階のうち「1」と決定

イ 運営評価委員からの主な意見

(施設設備の維持管理等)

- ・ 日常点検チェックリスト等を用いて適正な管理、点検をしている。
- ・ 館内は清潔な環境を年間を通して維持しており、プールも基準を超える回数の測定を実施し衛生管理を徹底している。
- ・ 自主的に救助訓練をし、実際の現場でも迅速な対応ができています。

(利用者サービス)

- ・ 若年層から高齢層まで施設利用ができるよう努力されている。
- ・ 誰もが利用しやすい施設づくりに心がけ、各種スポーツ活動を推進するとともに、競技力の向上に係る支援を行っている。
- ・ 意見箱の常設、利用者アンケートの実施により意見を把握し、対応可能なものは即時対応している。
- ・ 小学校への水泳指導など地域と連携した取組が評価できる。今後も地域や小中学校と連携して継続していただきたい。
- ・ 障がい者スポーツに関し、養護学校と連携し療育活動を支援していることが評価できる。

(収支の状況)

- ・ 老人、障がい者等に係る減免措置について、適切に処理されている。
- ・ 節水、節電、コピー用紙のリユースを徹底している。
- ・ 収支計画も概ね計画どおりに達成されている。

(管理運営の状況)

- 職員の安全管理教育、競技力向上に向けての教育等、よく努力されている。
- 業務に熟知した職員を配置し、利用者の目線に立った適正な管理運営を行っている。
- P D C Aサイクルにより自己評価を行い、外部の方で組織する施設運営委員会を独自に設置し、管理運営に係る評価と意見を求めている。